

滋賀県公安委員会告示第90号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定を受けた者から公示に係る事項の変更（施設の廃止）の届出があったので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年8月12日

滋賀県公安委員会委員長            上   田       健   一   郎

1 特例施設占有者 令和3年滋賀県公安委員会告示第8号に係る特例施設占有者（株式会社ライフコーポレーション）

2 廃止する施設の名称及び所在地

近江八幡駅前自販機    近江八幡市鷹飼町1494番地

草津駅前B自販機       草津市西大路町1番27号

南草津駅前A自販機    草津市南草津一丁目1番5号